

令和6年度

# 戸田市立戸田東小学校

## いじめ防止基本方針



戸田東小学校いじめ防止キャラクター

「よっつん」

戸田市立戸田東小学校

## 目 次

はじめに	1
第1 いじめに関する基本理念・定義と理解	1
1 いじめ防止等のための対策に関する基本理念	
2 いじめの定義	
(1) 法第2条に規定されているいじめの定義	
(2) いじめの認知に関する考え方	
3 いじめの理解	
第2 いじめ防止等のための対策の概要	4
1 いじめの未然防止	
2 いじめの早期発見	
3 いじめへの対処	
4 いじめ解消の定義	
5 家庭や地域との連携	
6 関係機関との連携	
第3 戸田市立戸田東小学校が実施するいじめ対策	6
1 学校いじめ防止基本方針の制定と適時改正	
2 戸田市立戸田東小学校いじめ問題等対策委員会の設置	
3 いじめ事案における学校内の情報共有	
4 いじめ認知の判断について	
5 いじめの未然防止について	
6 いじめ事案への対処について	
第4 重大事態への対処	12
1 重大事態とは	
2 重大事態の発生と調査	
3 調査結果の提供及び報告	
第5 インターネットを通じて行われるいじめの対策	15
第6 新型コロナウイルス感染症を理由とした差別や偏見への対処	16

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校は、これまでも、「いじめは絶対許さない」こととし、市、学校、家庭、地域が連携していじめの防止と対策にあたってきた。

このたび、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）を受けて、児童の尊厳を保持する目的の下、市、学校、家庭、地域その他の関係機関が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、法第12条の規定に基づいて、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「戸田市立戸田東小学校 いじめ防止基本方針」を改訂した。

## 第1 いじめ防止等のための対策の基本的な姿勢

### 1 いじめ防止等のための対策に関する基本理念

- いじめはどの学校にも、どの子供にも起きているという基本認識の下、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指す。
- いじめ防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼし、重大な状況も生み出す行為であることを、児童が十分理解できるよう実施する。
- いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることから、国、県、市、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめの問題の克服を目指して実施する。

### 2 いじめの定義

#### (1) 法第2条に規定されているいじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある**他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）**であって、当該行為の対象となった児童等が**心身の苦痛を感じているもの**をいう。 【いじめ防止対策推進法】

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）の中の人的関係をいう。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

- いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

### 具体的ないじめの様態

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### (2) いじめの認知に関する考え方

- (1) いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。例えば、言い過ぎてしまい相手を傷付ける、自分勝手な行動をとって周囲の反感を買うなど、子供たちは、成長の過程で様々な失敗を経験するのであるが、その中には、いじめに該当するものもしばしば含まれる。したがって、**どの学校においても、一定数のいじめが認知されるのが自然**である。
- (2) 初期段階のいじめは、子供たちだけで解決に至ることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切である。しかし、いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、**初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要**である。
- (3) 世間の耳目を引くいじめ事案が発生した直後に認知件数が急増し、翌年度から漸減する傾向があるが、このことは、いったんは事案を深刻に受け止めるものの、徐々に風化していくことを反映していると考えらるべきである。この例に限らず、いじめの認知件数が減少した場合に、対策が奏功したものと即断することは禁物であり、減少の理由を十分考察する必要がある。
- (4) 各学校においては、発生しているいじめを漏れなく認知した上で、その解消に向けて取り組むことが重要である。そのため、文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。

(中略)

また、各教育委員会等は、学校や教職員の評価において、「積極的にいじめを認知し、適切に対応すること」を肯定的に評価する必要がある。

【平成27年8月17日付け 文部科学省通知】

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、**いじめられた児童の立場に立って判断する。**
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「**学校におけるいじめの防止等の対策のための組織**」を活用して行う。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、**児童の感じる被害性に着目**し、いじめに該当するか否かを判断する。
- いじめの有無やその多寡が問題なのではなく、極めて**初期段階のいじめも含めて積極的に認知し、組織的に対応**する。
- 法が定義するいじめに該当する場合であっても、その様態に応じて必ずしも「いじめ」という言葉を使わずに指導をする等、柔軟な対応が可能である。ただし、いじめには該当するため、他のいじめ事案と同様に取り扱う。

### 3 いじめの理解

嫌がらせ等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険が生まれることを十分に理解し指導にあたる。

加えて、いじめの加害・被害という関係だけではなく、**周りでいじめ行為をはやし立てたり、おもしろがったりする者や、暗黙のうちに傍観している者等、いじめの構造的な人間関係にも注意**を払う。

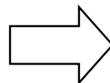
さらに、いじめは大人から見えないところで行われていることが多いことから、**いじめが発見、認知されたときには、重大な事態に至っている場合がある**ということを理解した上で対処する。

## 第2 いじめ対策のための基本的な考え方

### 1 いじめの未然防止

#### 「いじめをしない、させない、許さない風土づくり」

- 道徳教育の充実
- 人権意識の醸成
- 規範意識の醸成
- 自主性・協調性の育成
- ストレスに対応する力
- いじめ防止についての家庭・地域への啓発



**全ての児童が安心して登校でき、自己有用感・充実感を得られる学校づくり**

## 2 いじめの早期発見

### 「丁寧な児童理解と些細な児童の変化への気づき」

- いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりすることを周知する。
- ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持つ。
- いじめを軽視することなく、積極的にいじめを認知していく。
- 児童がいじめを訴えやすい環境を整備する。
- 心のアンケートの実施

## 3 いじめへの対処

### 「迅速かつ組織的に対応」

- いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を最優先に確保する。
- いじめたとされる児童や周囲の児童に対して事情を確認した上で、適切に指導を進める。
- 加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- 家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携を進める。
- 戸田東小学校いじめ防止基本方針・いじめ問題対応マニュアル（市教委作成）・指導ハンドブック「New I's」（県教委作成）等の周知を図る。

## 4 いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、校長または戸田東小学校いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、定期的に声をかけ、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

## ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。また、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、1つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至ったことをもって安心と考えてはならない。いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、**当該いじめの被害児童及び加害児童については、継続的に注意深く観察する。**

## 5 家庭や地域との連携

いじめは学校による指導だけでは解決しない社会問題である。PTAや学校応援団、民生委員や児童委員の取組を活用して、学校内外で児童が地域の人たちと接することにより、大勢の大人たちが見守っていることに気づかせていく。

## 6 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、少年サポートセンター、南児童相談所、医療機関等）と適切に連携を行う。そのために、平素から関係機関と情報を共有できる体制を構築するとともに、役割分担を明確にするのではなく、重なり合う部分への対応を充実する必要があることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、精神保健福祉士や保健師、ケースワーカー等、実務に通じた専門職間のネットワークの連携を強化して対応する。

## 第3 戸田市立戸田東小学校が実施するいじめ対策

### 1 学校いじめ防止基本方針の制定と適時改正

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

【いじめ防止対策推進法】

- 各年度の初めやいじめ撲滅強調月間に、学校基本方針の意義を確認させながら、全教職員に方針に基づく対応を確認させる。
- 学校基本方針は各学校のホームページへの掲載その他の方法により保護者・地域に周知を図る。

## 2 戸田市立戸田東小学校いじめ問題等対策委員会の設置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等のための組織を置くものとする。

### 【いじめ防止対策推進法】

学校におけるいじめ防止、早期発見及び事案対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うための中核となる常設の組織を置くことが規定された。この規定に基づき、「戸田市立戸田東小学校いじめ対策委員会」(以下「いじめ対策委員会」という。)を設置する。

### いじめ問題等対策委員会

校長 教頭 主幹教諭(教務主任) 生徒指導主任 各学年主任  
教育相談主任 特別支援コーディネーター 養護教諭 学校スクールカウンセラー 学校スクールソーシャルワーカー 学校運営協議会委員  
PTA会長 等

この委員会は必要に応じて開催し、本校のいじめ問題等の対策について協議・評価することとするが、重大事件等必要に応じて学校長が招集することができる。専門的見地からの助言が必要と校長が判断した場合は、必要に応じて弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家を招集する。

### いじめ問題等対策委員会の具体的役割

- いじめの未然防止・早期発見の取組の実行。
- いじめの疑いに関する情報や問題行動等に係る情報の収集と記録、共有、認知の判断、事案対処。
- 学校基本方針の点検・見直し。
- いじめ防止に係る校内研修等の企画。
- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等、PDCAサイクルの機能の推進。
- いじめの相談・通報の窓口。

### 3 いじめ事案における学校内の情報共有

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。 【いじめ防止対策推進法】

- 戸田東小学校においては、いじめの初期状態を正確に把握するため、市教委で定められた「いじめに関する記録」記載の規定に加え、
  - ① 欠席が3日以上続いた場合
  - ② 児童同士の間関係のトラブル
  - ③ 担任が感じる問題行動
 等を網羅した「問題行動・いじめに関する記録」を作成し、担任が毎日記載をすることとする。これらの事案について、定例のいじめ対策委員会において、いじめ認知判断を確認し、周知と対策を協議する。

様式3												No.	
問題行動に関する記録・いじめに関する記録												戸田市立戸田東小学校	
												(平成 年 月 日現在)	
No	発生年月日	認知	速報	被害児童生徒			加害児童生徒			担当名	いじめの概要	解消	
				学年・組	氏名	性別	学年・組	氏名	性別				
1				年 組			年 組						
2				年 組			年 組						
3				年 組			年 組						
4				年 組			年 組						
5				年 組			年 組						
6				年 組			年 組						
7				年 組			年 組						
8				年 組			年 組						
9				年 組			年 組						

## 4 いじめ認知の判断について

具体的ないじめ認知の際には、認知か非認知か疑問が生じることがある。そこで具体的な事例を確認し、それを指標にいじめ認知を行う。

### 【基本認識例示】

- ① 初期段階のいじめ（嫌がらせ的な内容を含む）でも「いじめ」として認知する。  
（例）特定の児童が、非難を浴びやすい。あるいは非難を浴びせる児童がいる。  
→いじめの初期段階であり、この段階で指導し、解消を図るべきである。
- ② 加害側にいじめの意識がない場合も「いじめ」として認知する。  
（例）宿題をよく忘れる子が、周りから「バカ」「なにやってんの」と言われしよげている。  
→該当児童に対する周囲の人権意識が低下している。
- ③ 「けんか」も「いじめ」である場合がある。  
（例）ネット上での悪口の言い合い。過剰な攻撃性のあるケンカ。  
→「双方向のいじめ」である可能性に留意する。
- ④ 該当児童生徒がいじめと認識していなくても「いじめ」である場合がある。  
（例）教師から見て、いじめられているが本人はあまり気にしていない。  
→今は気にしていなくても、いつか爆発する可能性が高い。  
（例）周囲の子がいじめではないかと気にしているが、本人達は「ふざけていた」と言う。  
→力関係によって、そう言わざるを得ない可能性がある。

- 認知した「いじめ」は、重大事態でない場合は、「いじめに関する記録」を市教委に年3回報告する。重大事態と判断した場合の対応は、第4章「重大事態への対応」に記載。
- いじめは把握した段階で、早急かつ組織的な対策が不可欠である。よって「事実確認が容易」で「速やかな対応で解消可能」と判断した事案については、いじめ認知判断を待たず、教職員の判断で速やかに対応し、定例のいじめ対応委員会にて報告し周知を図る。
- 「事実が明確でない」「問題の根底が根深い」「重大事態又は重大事態に発展する恐れがある」と判断できる事案は、組織的対応を重視し、学年間・生徒指導部との連携を図り、校長の判断により、その把握した時点で「いじめ」認定・重大事態認定を行い、対応を協議する。

## 5 いじめの未然防止

日々の教育活動を通して、学校・地域・保護者が一体となって、「いじめをしない、させない、許さない風土づくり」を推進する。

### （1）道徳教育の充実

全教育活動を通じた「考え、議論する」道徳教育を推進し、他者に対する思いやりの心、自分への自尊感情等を醸成する。

### （2）人権意識の醸成

- 特別活動（学級指導・学級会）・社会科・道徳等で人権に関する指導を実施し、いじめは重大な人権侵害であることを理解させる。

- 児童会活動等により、児童が主体的に参画するいじめの防止の取り組みを実施する。
- 特別支援教育の推進・外国人児童等に対する理解の促進・性に関する指導・被災児童に対する対応、個に応じた指導等を充実することで、人権意識を醸成する。

### **(3) 規範意識の醸成**

- 「戸田東小学校のきまりと約束の周知徹底」「あいさつ運動・安全廊下歩行運動の推進」「生活目標の周知と徹底」「戸田東小のこれだけはお願いしたい共通行動」等を推進し、規範意識を醸成する。
- インターネット等を介したいじめ防止に関する、情報モラル教育を充実させる。

### **(4) 自主性・協調性の育成**

各学級における係活動、異学年縦割り活動、クラブ・委員会活動の他、様々な体験活動を通して自主性・協調性のある児童を育成する。

### **(5) ストレスに対応する力**

保健学習においてストレスに対応する学習を実施する。

### **(6) いじめ防止についての家庭・地域への啓発**

学校・学年・学級だより、HP、フェイスブック、学級懇談会等を通して、学校のいじめ防止対策について周知するとともに、「学校・地域・保護者が一体となったいじめを許さない」風土を醸成する。

### **(7) 主体的・対話的で深い学びの推進**

児童が授業の中で「主体的に学び」「友達と対話し」「学んだ成果を実感できる」授業を日々、実践することで、児童の「自己有用感」「自尊感情」「コミュニケーション力」等を育成する。

### **(8) 児童が安心して学校生活を送れる学級づくり**

一人一人の個性が大切にされる人間関係を味わわせ、居場所づくりに努めるとともに、特別な支援を必要とする児童の特性に応じた指導を行う。

- ① 児童一人一人の心を理解する。
- ② いつでも担任が見守っているということを知らせる。
- ③ 場面に応じた行動の取り方の基準を示す。
- ④ 自分のよさや自分と違うことのよさを認めることができるようにする。
- ⑤ 学級活動の時間を充実させ、話し合い活動を通して自分たちの周りに起こる様々な問題を解決させ、よりよい人間関係を築かせる。

### **(9) 心のアンケートの実施**

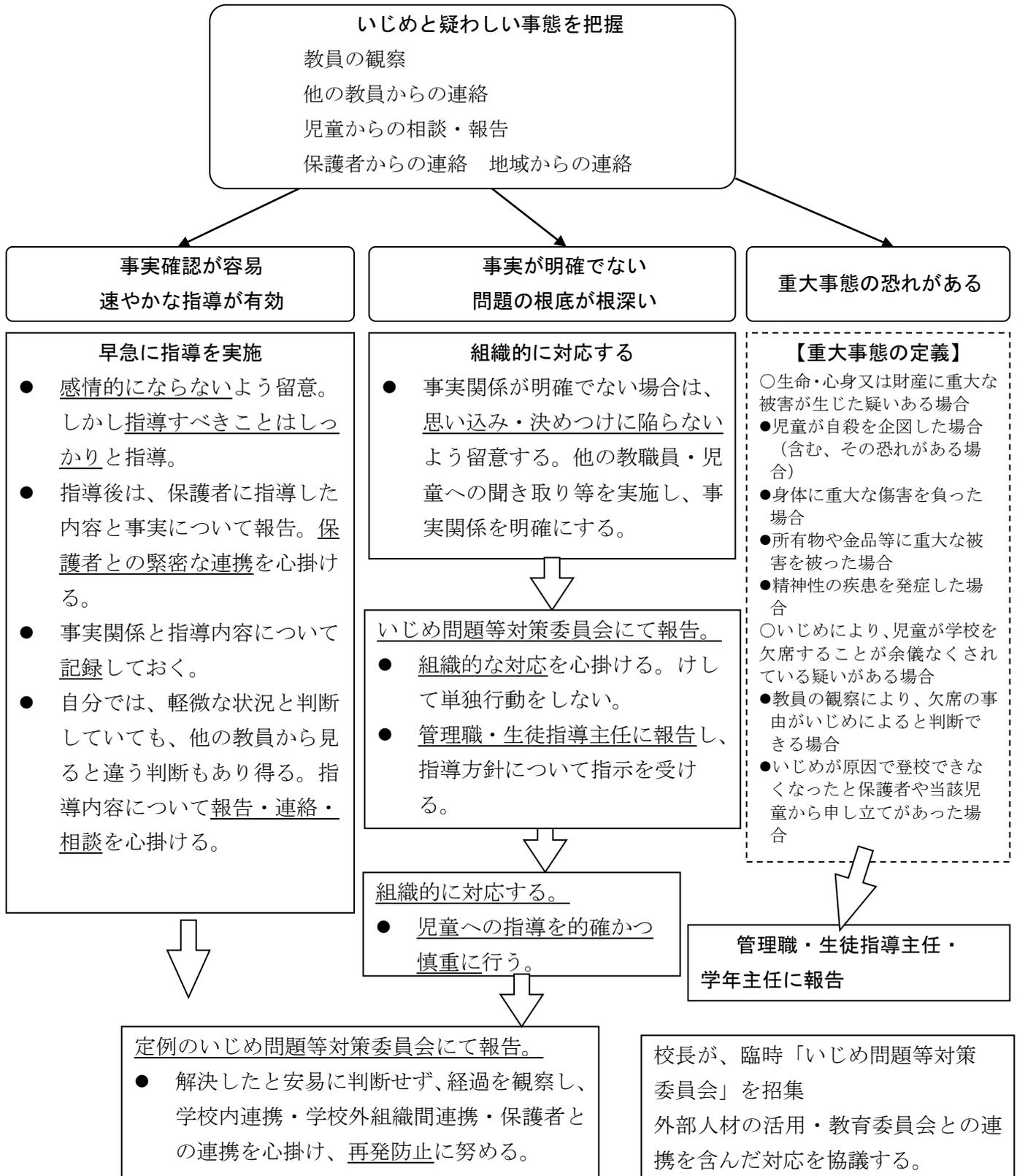
年3回のアンケートを行い、その後2週間以内に全児童との面談を行う。人間関係のトラブル・いじめ事案を抱える児童に対しては、それが解決できるまで注視し、最後まで対応する。

### **(10) 教職員の研修の充実**

- 人権尊重の意識を高める人権教育や相談施設の周知等

- 個々の児童の障害の特性への教職員の理解促進

## 6 いじめ事案への対処について



### (1) いじめている児童への指導

いじめ事案の内容・関係児童・その経過等について十分把握し、人権保護に配慮しながら、いじめが「人間として決して許されないこと」「犯罪行為とも解釈されること」を理解させ、直ちに止めさせなければならない。その際、以下の点に留意し、内容によっては警察等とも連携を図る。

- ① いじめの事実関係・きっかけ・原因・これまでの経過等の客観的情報を収集する。
- ② 安全配慮義務に基づいて、事態に応じた適切な措置を講じる。
- ③ いじめを完全に止めさせ、二度としないことを約束させる。
- ④ いじめは絶対に許されない行為であることを徹底的に理解させるとともに、人権と生命の尊さを理解させる。
- ⑤ 多くの教師の協力を得ながら、指導を継続し観察する。
- ⑥ 学級活動を通して、役割や活動の場を与え、集団の一員であり大切な仲間であることを感得させ、児童同士及び教師との親しい人間関係、信頼関係をつくる。
- ⑦ いじめは、複雑な心の危機やストレスのサインと受け止め、本人の問題理解に努めるとともに、問題を繰り返させないように心の成長を促す。

### (2) いじめられている児童への支援

いじめられている側にも問題があるという考えで接しないようにする。本人のプライドを傷つけず、共感的態度で話を親身に聴くようにするとともに日頃から温かい言葉がけをし、以下のように本人との信頼関係を築くことに努める。

- ① 秘密を守ること、守り抜くことを大前提として話し合う。
- ② いじめの事実を把握し、味わった辛さや悔しさを受容し、共感的に理解する。
- ③ 不安を除去し、安全確保に努める。
- ④ 身近な大人へ相談することの重要性を伝えるとともに、自分への否定的な考え方やコンプレックスを改めさせ、自己肯定感を高めさせる言葉かけに徹する。
- ⑤ 不安を抱いている対人関係の回復を支援し、さらに自分への自信回復を支援する。
- ⑥ 機会あるごとにコミュニケーションをもち、児童との信頼関係をつくる。

### (3) 周りではやし立てている児童への対応

自分で手を下すことがなくても、周りではやし立てる行為は、いじめる行為と何ら変わらない。はやし立てる行為から制止させる行為へ一人でも多くの児童を変容させることがいじめ根絶につながる。該当者には、以下の点を厳しく指導していく。

- ① はやし立てる行為は、いじめる行為と同等であり、決して許される行為ではないことを理解させる。
- ② 被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの首謀者と同様の立場であることに気づかせる。

### (4) 見て見ぬふりをする児童への対応

望ましい集団生活を送り良好な人間関係を築くためには、いじめはあってはならない行

為である。いじめの情報が入ったり、あるいはその行為を見たりしても、それを放置し見て見ぬふりをすることは、人間として恥ずかしい行為である。自分以外は無関心という心情から、他へ相談したり、制止したりしようとする心を育てることが重要である。

- ① いじめは、他人事ではないことを理解させ、当事者の気持ちを考えさせる。
- ② いじめを知らせ、早く解決させる勇気をもたせる。
- ③ 見て見ぬふりをする行為(傍観)は、いじめ行為や加担行為と同等であることに気づかせ、内省させる。

#### (5) 学級全体への指導

いじめをしない、させない、許さない風土をクラス全体につくり、クラス内の問題等を全員で解決していく学級づくりに努める。

- ① クラス内の身近な問題を取り上げたり、様々な新聞記事等を提供したりしながら、話し合いで、問題やいじめを考え、解決に向けて話し合える学級をつくる。
- ② 見て見ぬふりをやめ、情報を提供することが、いじめ根絶につながることを指導する。
- ③ 自らの意志、良心によって行動できるように指導する。
- ④ いじめは絶対に許さないという断固たる教師の姿勢、気概を示す。
- ⑤ 日頃から道徳教育の充実を図る。
- ⑥ 学校行事等でのクラスの連帯感を育てるとともに、学級活動を通して好ましい人間関係づくりに努める。

## 第4 重大事態への対処

### 1 重大事態とは

法第28条第1項において、次のとおり重大事態について定めている。

#### 第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態

の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。 【いじめ防止対策推進法】

以上のことから以下のようなケースを重大事態として想定する。

### 【重大事態として想定されるケースの例】

- 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いある場合
- 児童が自殺を企図した場合（含む、その恐れがある場合）
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 所有物や金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより、児童が学校を欠席することが余儀なくされている疑いがある場合
- 教員の観察により、欠席の事由がいじめによると判断できる場合
- いじめが原因で登校できなくなったと保護者や児童から申し立てがあった場合

- 児童や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意し、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。
- 上記以外のケースでも、校長が重大事案と判断する場合もある。
- 不登校の定義は30日間であるが、いじめが原因で登校できない状態が把握できた段階で、必ず校長に報告し、校長が「重大事態」の判定を行う。

## 2 重大事態の発生と調査

### (1) 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生したときには、直ちに市教育委員会に報告する。

### (2) 調査を行うための組織

学校が主体として調査を実施する場合は、いじめ対策委員会に、学校運営協議会委員、PTA代表、教育センター心理相談員等の学校以外の委員を加え、公平性・中立性の確保に努めた構成により組織する。

### (3) 調査の実施に当たって

調査に当たっては、国が策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を参照しつつ、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係はどうであったか、学校・教職員がどのように対応したかという事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。その際、調査組織に積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

① 被害児童から聴き取りが可能な場合

被害児童や情報を提供した児童を守ることを最優先とした調査を行う。

調査による事実関係の確認とともに、加害児童への指導を行い、いじめ行為をやめさせる。

また、被害児童に対しては、事情や心情を聴取し、その状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

② 被害児童から聴き取りが不可能な場合

入院や死亡など、被害児童からの聴き取りが不可能な場合は、被害児童の保護者の要望・意見を十分に聴き取り、迅速に当該保護者と今後の調査について協議して調査に着手する。

③ 自殺の背景調査における留意事項

被害児童の自殺という事態が起こった場合の調査のあり方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。

この調査においては、亡くなった被害児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその原因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意の上、国が策定した「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」を参考とするものとする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 亡くなった児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、市教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておく。
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により、参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が行う調査については、当該学校の設置者は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、市教育委員会の適切な対応が求められる。
- 情報の発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることがないように留意する。

なお、亡くなった児童の尊厳の保持や子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性のあることを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

#### （４）その他の留意事項

さらに児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

### 3 調査結果の提供及び報告

#### （１）被害児童及びその保護者への適切な情報の提供

市教育委員会又は学校は、被害児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係や再発防止策について適時・適切な方法で説明を行う。これらの情報提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

## 第5 インターネットを通じて行われるいじめの対策

本校においても、スマートフォン、携帯電話等を所有している児童数が年々増加している。また、学校や家庭のインターネット環境も整い、ネットからの各サイトへのアクセスも多種多様になっている。そこに介在するネットいじめも多く存在する現状を直視する必要がある。

### 1 児童が利用する機能・サイト例

#### ●プロフ

個人が自分のプロフィールを公開するサイト

#### ●ブログ

個人が自分の感想や出来事などを書く日記形式のサイト。読んだ人がコメントを書き込むことがで

きる。

- 掲示板

情報交換や意見交換等のコミュニケーションなどを目的に、手軽に書き込みが可能。

- SNS

ソーシャルネットワーキングサービスの略。コミュニケーションや情報交換の目的とした会員制のサイトのこと。LINE 等が有名。

- ユーチューブ

動画共有サービス 多種多様な動画を視聴することができる。

## 2 児童が利用する機能・サイト例

### (1) 児童に対して

- 総合的な学習の時間を活用し、情報モラルについて具体的に指導する。
- 高学年は、DQ(デジタルインテリジェンス)に取り組み、情報リテラシー、情報モラルを学ぶ環境を整える。
- ネット問題について、防犯教室やネット講演会を開催し、被害の具体を知り、関わらないためのモラル教育を推進する。
- ネットいじめ等で悩んだり、知り得た情報を相談したりすることができる体制を整えるとともに相談しやすい環境づくりを行う。小学校スクールカウンセラーへも気軽に相談できる生活環境をつくる。

### (2) 保護者・地域に対して

- 高学年の保護者には、DQ の動画を配信し、保護者にも情報リテラシー、情報モラルへの意識化を図る。
- 様々なネットトラブルや被害を懇談会等で発信する。

## 第6章 新型コロナウイルス感染症を理由とした差別や偏見への対応

### 1 児童への適切な指導

新型コロナウイルスは誰でも感染する可能性があり、感染した人が悪いわけではないこと、感染した人や症状のある人を責めるのではなく、思いやりの気持ちを持ち、感染した人たちが早く治るよう励まし、治ってきたときには温かく迎えるように指導する。

### 2 家庭・地域との連携

「感染した個人や学校を特定して避難する」「感染者と同じ職場の人や医療従事者などの家族が感染しているのではないかと疑い悪口を言う」など、身の回りの差別等につながる発言や行動をせず、感染者に対する差別や偏見、誹謗中傷等を許さない家庭や地域づくりに努める。